

(総務部)

【小型動力ポンプ台車付（消防団）の買入れ】

(質問)

市議案第65号動産の買入れについて伺います。「小型動力ポンプ台車付」を11台買入れるとのことですが、買入れが必要となった理由や経緯及び、配備対象となる消防団と台数を教えて下さい。

<答弁>

小型動力ポンプは配置後20年で更新する計画で運用しております。今回整備するポンプは計画を一部変更し運用していたものも含めて更新するもので、いずれも配備から20年以上が経過しております。

【配備対象】

14分団のうち10分団11台となります。

内訳は、桜井谷分団、桜井谷分団南刀根山班、熊野田分団、蛍池分団、上新田分団、中豊島分団長興寺班、庄内北分団島田班、桜塚分団、大池分団、克明分団、南豊島分団原田班です。

(質問)

既存の小型動力ポンプは、廃棄や売却等、どのような処分を想定されているのか、教えてください。

<答弁>

鉄スクラップとして売却処分を予定しています。

(質問)

入札結果表には最低制限価格が設定なしとなっていますが、その理由やねらいを教えてください。また、最低制限価格が設定されていないということは、どれだけ低額でも、最も安い金額で入札された事業者が落札されるという認識でよいのか、教えてください。

<答弁>

最低制限価格制度は地方自治法施行令により、工事または製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合に限り適用可能な制度です。本件は動産の買入れ契約であり、請負契約ではありません。そのため、最低制限価格の設定を行っていません。一般的に、動産の買入れは、仕様書で求める品質や性能を明確に定義しやすく、価格競争によって品質が著しく低下するというリスクが低いと考えられます。また、動産は市場で広く流通しているものが多く、最低制限価格を設定しないことで、より一層の価格競争を促し、最も安価で調達できる可能性が高まります。このようなことから、本件につきましては最低制限価格を設定せず、品質は仕様書で確保し、価格は競争原理に委ねることで、最も経済

的な調達を行ったものです。なお、どれだけ低額でも、最も安い金額で入札した事業者が落札することになりますが、独占禁止法上の不当廉売となる場合は規制の対象となる場合があります。

（質問）

同様に、入札結果表には予定価格が非公表となっていますが、その理由やねらいを教えてください。

<答弁>

予定価格を公表しますと、入札参加者はそれを参考に安易な見積もりを行うようになる場合があります。特に同種・類似の案件を繰り返し発注する場合、予定価格が一種の「相場」として定着し、企業の積算能力やコスト削減への努力を損なう可能性があります。結果として、落札価格が本来よりも高止まりし、発注者側にとって不利な状況が続く恐れがあります。将来の入札における公正な競争を阻害する可能性があるため公表しておりません。

（質問）

予定価格が非公表であれば、応札金額が予定価格を上回っていないかの確認ができないと思いますし、場合によっては、応札後に予定価格を変動させることで、本来失格になるものを不当に落札者とすることも可能になるのではないかと危惧しますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

予定価格は、入札執行前に、豊中市文書管理規則、豊中市事務決裁規定に基づき厳正に決定しています。また、決定した予定価格は、厳重に封印し保管しており、開札時まで、限られた関係者しかその内容を知ることができません。開札は、入札参加者の立ち会いや、複数の担当者の立会いのもとで行い、その場で、事前に厳封された予定価格を開封し、応札金額との比較を行います。予定価格は、先の規則や規定に基づき厳正に作成、管理した公文書で、後から改ざんすることは非常に困難です。予定価格を不当に操作したり、特定の業者を有利にする行為は、贈収賄罪や談合罪、背任罪などに問われるとともに、懲戒処分の対象になります。

（質問）

一方で、入札結果表には落札比率が表示されていて、計算すれば予定価格が分かるかと思いますが、どのようにお考えなのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

落札比率は、議会におけるこれまでの議論を踏まえ、議案をご審議いただく上で必要な情報として、表示させていただきました。なお、落札率につきましては小数点第2位までの表記としておりますので、予定価格を算出することはできないものとなっております。

（意見・要望）

予定価格を公表しても最低制限価格が設定されていない限りは、価格競争は促進されるのではないかと思います。一方で、予定価格を不当に操作したり、不正行為をした場合、罪に問われたり、懲戒処分の対象になるとはいえ、また、予定価格を後から改ざんすることは非常に困難とはいえ、絶対に不可能ということではないことから、更には、落札率を公表していることから、予定価格はある程度、算出できる状況にある訳で、これらのことから、予定価格を非公表にする意義やメリットはあまりないように思います。これまでも、予定価格や最低制限価格の設定の有無や設定方法、公開の有無については、課題提起や提案をしてきましたが、契約の「公正性」、「公平性」、「透明性」、「効率性」、さらには「競争性」をより一層、高めていくために、今回の指摘も踏まえて、引き続き、不断の改善に向けた取組みを要望しておきます。

(財務部)

【特定親族特別控除の創設】

(質問)

市議案第61号豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について伺います。地方税法等の改正に伴い、個人の市民税の所得控除の対象者に特定親族を有するものを追加することですが、本市における対象者の数や割合を教えてください。

<答弁>

令和6年度課税における対象者数は860人で、年齢19歳以上23歳未満の被扶養者を有する者に占める割合は約10%です。

(質問)

また、特定親族特別控除が創設されることにより、本市の税収への影響額はどれくらいを想定されているのか、教えてください。

<答弁>

令和6年度課税実績を基にした試算では、約2000万円の減と見込んでいます。

【加熱式たばこの課税方式の見直し】

(質問)

市議案第61号豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について伺います。加熱式たばこの課税方式を見直すことですが、本市の税収への影響額はどれくらいを想定されているのか、教えてください。

<答弁>

今般改正の対象となる加熱式たばこについては、たばこ税の申告制度上、紙巻たばこと加熱式たばこの内訳が把握できず、影響額の想定は困難ですが、国から発出されている地方税関連の資料等から推測すると、今後の需要の動向により影響額が変動する可能性があるものの、令和8年度は最大2000万円程度の増、影響が通年度化される令和9年度以降は最大3000万円程度の増ではないかと見えています。

(消防局)
【大池分団屯所改築事業】

(質問)

債務負担行為補正の大池分団屯所改築事業について伺います。本事業の実施に至った経緯や理由を教えてください。

<答弁>

大池分団屯所につきましては、昭和38年に建築された木造建物であり、老朽化が著しいため、建替に至ったものでございます。

(質問)

想定されている事業スケジュールと、財源内訳を教えてください。

<答弁>

想定している事業スケジュールは、令和6年度に設計委託業務が完了しており、令和7年度から令和8年度にかけて解体、新築工事を行い、令和8年度中に供用開始予定でございます。

工事費総額1億6706万5千円の財源内訳については、防災対策事業債が1億2520万円、一般財源が4186万5千円です。

(質問)

今後、改築等の必要な分団屯所が他にもあるのか、想定されていたり、計画があれば、教えてください。

<答弁>

現時点で改築等について計画が進行している分団屯所はございませんが、老朽化が進んでいる分団屯所につきましては、順次建替え等について関係部局等と調整、検討を進めてまいります。

(意見・要望)

地元のご理解やご協力を得ながら進める必要があります、そのためには、時間や労力を要することあるとは思いますが、老朽化が進んでいる分団屯所も少なからずあるようですし、有事の際に屯所そのものが倒壊をはじめ、機能不全や使用不可になってしまうと元も子もありませんので、地元や関係部局等と協議、調整、検討を進めて頂き、適宜適切に必要な応じて改築等の対応をして頂くことを要望しておきます。

(選挙管理委員会)

【委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正】

(質問)

市議案第68号委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の設定について伺います。物価上昇率に基づき、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に係る基準額が改訂されたことに準じ、本市の投開票管理者や立会人等に係る報酬額を改訂するとのことですが、まずは、今回、支給額が改正される委員は、本市の場合、それぞれ、どういった方がどのような方法で、どのようなお考えのもとで選出されているのか、教えてください。

<答弁>

投票日当日の投票管理者や立会人は、投票所がある投票区にお住まいの民間の方を中心に選任しています。期日前投票所の投票管理者や立会人は、豊中市明るい選挙推進協議会から、同協議会の委員や推進員の中からご推薦いただいた方を選任しています。開票管理者や選挙長は、選挙管理委員会が、市の選挙執行体制を取り決めていることから、同委員会の委員長が担っています。外部立会人は不在者投票指定施設における投票の公正性をより高めるため、同施設からの依頼に基づき派遣しますが、市職員又は豊中市明るい選挙推進協議会の委員などを選任することとしています。

(質問)

各従事者は、ある程度の期間、同じ方が務められているのか、選挙の都度、代わられているのか、教えてください。また、担い手不足等で選出に課題や苦勞が生じているということはないのか、教えてください。さらに、投票所や期日前投票所の投票管理者や立会人の職務が長時間にわたることへの対策等をされていれば、教えてください。

<答弁>

投票日当日の投票管理者や立会人については、基本的には前回職務を担って頂いた方にお声がけさせて頂いています。その際、交代の場合には、後任をご紹介いただくなど、選任にあたってのご相談をさせて頂いております。他の市町村では、立会人の選任に支障が生じ、公募やオンライン立会などが行われているところがありますが、本市においては、今のところ地域の方々のご協力とご理解により、喫緊の課題は生じていません。しかしながら、事情により長時間の職務が難しい場合には、途中で交代いただくことも可能とするなど、職務を担って頂く方の状況に柔軟に対応しています。